

「リフレッシュする時間がほしい」「用事や仕事があって家で保育できない」

・・・そんなとき、一時的にお子さんをお預かりします。

- 実施施設            月～金 垂井こども園  
                             土 垂井東こども園
- 対象児童            町内在住の生後4か月～小学校就学前の児童  
                             ※保育認定を受けている園児は利用できません。
- 定 員                1日10名
- 利用時間            月～金 8時30分～16時30分 / 土 8時30分～正午  
                             ※日祝日・年末年始・実施施設の休園日は利用できません。  
                             ※保護者の状況により、園の開園時間内であれば延長保育が可能な場合があります。
- 利 用 料            利用月の翌月に役場からご自宅へ納付書を郵送します。  
                             期日までに、指定する金融機関へ料金を納めてください。

区 分	3歳未満児	3歳以上児
町民税非課税世帯等（注）	0円	0円
4時間未満の利用	900円	700円
上記以後1時間毎	250円	200円
8時間以上の利用	2,700円	2,100円

※ 給食費は1食230円、おやつ代は1食50円です。（弁当、おやつ持参可）  
 ※ おやつのお食数は利用時間帯により異なります。  
 ※ 土曜日は給食・おやつのお提供はありませんので各自で持参してください。  
 ※ 3歳未満児とは、利用年度の初日の前日に3歳に達していないお子さんです。  
 ※ 利用申込書提出日が4月から5月の場合は、令和5年度の市町村民税の課税状況、6月から翌年3月までの場合は、令和6年度の市町村民税の課税状況に応じて決まります。（注）課税状況が確認出来ない場合は、課税世帯として扱います。

8時30分までの時間帯または16時30分以後の時間帯の保育を利用される場合は、上記の額に下記の額を追加した料金がかかります。

時間区分	追加料金	上限月額
7時から8時30分まで	1日の利用につき150円	4,500円
16時30分から18時まで	1日の利用につき150円	
18時から18時30分まで	1日の利用につき150円	
18時から19時まで	1日の利用につき300円	

※利用料無償化について

利用児童が3歳児から5歳児のお子さんで、「保育の必要性の認定」を受けた方は、月額3.7万円まで利用料無償化の対象となります。詳しくは、垂井町役場 子育て推進課 までお問い合わせください。

● 事業区分および利用日数

① 非定型的保育事業／1か月につき14日以内

保護者の就労などにより、家庭での保育が平均週3日程度を限度として継続的に困難な場合。

② 緊急保育事業／1か月につき14日以内

保護者等の傷病、出産、看護、求職活動、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由により、緊急または一時的に家庭における保育が困難な場合。

※求職活動は、原則3ヶ月間のみ1ヶ月につき14日以内ご利用いただけます。

③ 私的理由による保育サービス事業／1か月につき4日以内

保護者の育児に伴う負担を解消するための保育が必要な場合。(リフレッシュ目的の使用も含む。)



● 利用方法

① 「一時的保育利用申込書兼一時的保育台帳」は、一時的保育室または役場（子育て推進課）に提出します。

※非定型的保育サービス事業または緊急保育事業で保育を利用する場合は、保護者に係る「家族の状況証明書」の添付が必要です。詳細は垂井町役場（子育て推進課）にお問い合わせください。

※利用申込書提出日が4月から5月の場合：令和5年1月1日に垂井町に住んでいなかった方は、令和5年度所得課税証明書等が必要です。

※利用申込書提出日が6月から翌年3月の場合：令和6年1月1日に垂井町に住んでいなかった方は、令和6年度所得課税証明書等が必要です。

② 「緊急連絡票兼環境調査票」・「一時的保育利用届」は、一時的保育室に提出します。その際に面談をし、利用方法や持ち物などを確認します。必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※「一時的保育利用届」は、利用希望日の前月1日～15日（土日祝日を除く）の8時30分から12時15分までに提出してください。ただし、提出期間内であっても既に定員に達した場合はお断りすることがありますので、ご了承ください。

※「一時的保育利用届」は利用される月ごとに提出してください。

※緊急の場合は一時的保育室にご連絡ください。

※利用をキャンセルされる場合は、原則3日前までに一時的保育室にご連絡ください。

① 及び ② の手続き完了後、役場からご自宅へ「一時的保育利用承諾通知書」を郵送します。

この通知書は、お子さんの一時的保育利用の承諾や利用期間、利用料などを通知する大切な書類ですので、ご自宅での保管をお願いします。



## 【一日の生活の流れ】



8:30~ 10:00	10:00~ 10:30	10:30~ 11:30	11:30~ 12:30	12:30~ 15:00	15:00~ 15:30	15:30~ 16:30
随時受入れ 室内遊び	午前 おやつ	室内遊び 戸外遊び	給食	昼寝 休息	午後 おやつ	室内遊び

## 【健康管理について】

- ・利用日の朝にご家庭で体温を計り、一時的保育室の保育士にお知らせください。
- ・保育中にお子さんの体調が悪くなったときは連絡させていただきます。状況によってはお迎えをお願いすることもあります。

## 【持ち物について】

※すべての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。

（おやつ、お弁当箱、巾着袋、靴、衣服等すべてお願いします。）

- ・ティシュペーパー 1箱（兄弟、姉妹で利用される場合は1箱）
- ・手ふきタオル（ひも付で掛けられる物）
- ・着替え 上下2~3組（下着、Tシャツ、ズボン、よだれかけ等）
- ・ビニール袋（汚れた衣類等を入れる持ち帰り用）2~3枚
- ・昼寝用布団 1組（午後も利用される場合は、ご準備ください。）
- ・ご飯（給食を希望される場合は毎回必要です。）

※お弁当を持参いただいても構いません。

※ご飯は、お子さんが食べられる量をお弁当箱（タッパーなど）に入れて持ってきてください。

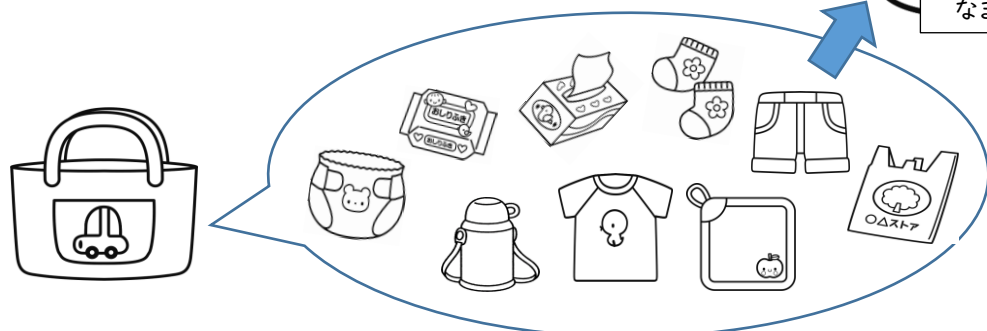
- ・ご飯を入れるきんちゃく袋（年間、温めますのできんちゃく袋に入れてください。）
- ・お茶（水筒、マグマグ、ストロー等）
- ・オムツ 1日使用分（必要な方は持って来てください。）
- ・オシリ拭き 1個（必要な方は持って来てください。）

0歳児は以下のものも持参ください。

離乳食、スプーン、フォークを持参してください。

ミルク（現在飲んでいる物で、1回分毎に分けてください。）

哺乳びん \*お湯、さまし湯は一時的保育室にあります。

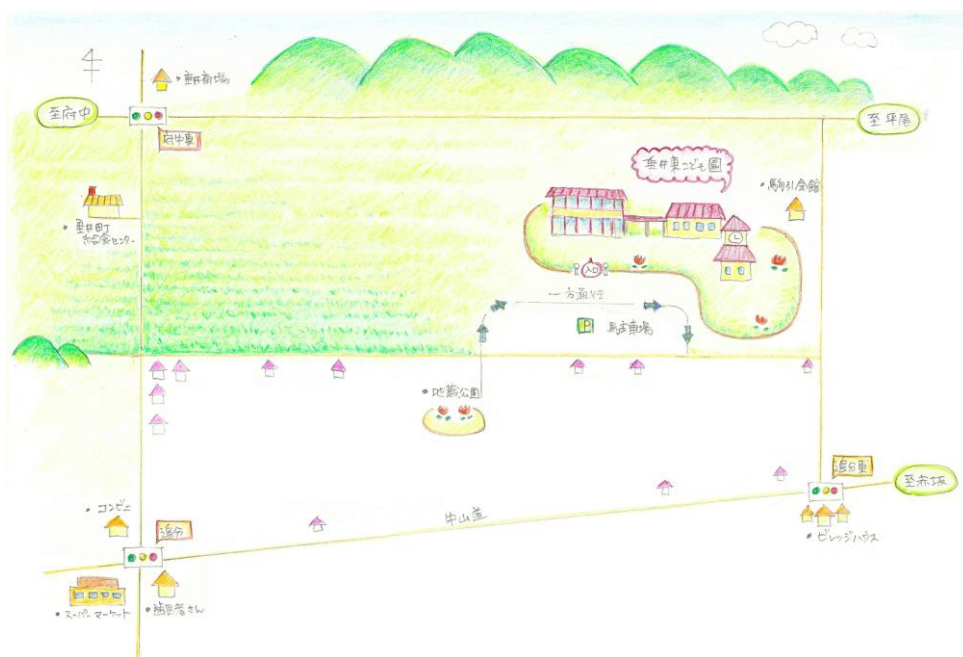


【実施施設のご案内】

- 垂井こども園 所在地：垂井町 1007-1



- 垂井東こども園 所在地：垂井町地蔵 2-41



【お問い合わせ】

お問い合わせ先	所在地	電話番号	時間
垂井町役場 子育て推進課子育て政策係	垂井町宮代2957-11	(0584) 22-7506	平日 8:30~18:15
一時的保育室 (垂井こども園内)	垂井町1007-1	(0584) 22-5711	平日 8:30~16:30
垂井東こども園	垂井町地蔵 2-41	(0584) 22-4150	土曜日 8:30~12:00